

IUCNの評価報告書で指摘された課題について

勧告	評価書の関連する記載
2a 推薦資産の構成について、 クライテリア(x) により焦点を当てることを検討	<ul style="list-style-type: none"> ・完全性を修正すれば、クライテリア(x)は要件を満たす可能性がある。 ・非連続的な構成やいくつかの小規模な構成要素には、生態学的な持続可能性に重大な懸念があり、クライテリア(ix)の完全性の要件を満たさない。
2a 構成要素の選定や接続性、種の長期的保護の可能性等について再検討 (推薦区域の修正)	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の観点から、推薦資産及び緩衝地帯の境界の一部は不適切と考えられる。 ・10haより小さい要素が4箇所、100haより小さい要素が11箇所ある。これらのうちいくつかは、それ自体で追加する価値はほとんどないようである。完全性の観点から、これらの要素の多くはシリアル推薦に含めるには小さすぎ、推薦書の改訂が必要。 ・西表島北部／北西部の重要な河川流域をより多く包含するような小規模な拡張も必要。 ・沖縄島、奄美大島、西表島のいくつかの小規模な構成要素は、必要に応じて、これらの地域を近くの大きな要素に連結するか、推薦地域から除外することが望ましい。
2b 沖縄島の北部訓練場（以下「NTA」）返還地を推薦地に統合	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄島の北部訓練場返還地の中の重要な地域を含まなければ、「全体性wholeness」は十分とは言えない。 ・NTA返還地の追加候補地を現地視察していないことやそこが新設の保護地域であることを考慮すると、IUCNはさらに評価ミッション（＝現地調査）が必要。
NTAの残りの地域 を推薦資産の全体的計画や管理に統合するために 必要な調整メカニズムをさらに発展	<ul style="list-style-type: none"> ・残っているNTAは米国の管理下に置かれるが、推薦資産に対する重要な実質的緩衝地帯として機能し、景観の連続性に貢献し、主要種の重要な生息地を提供（support）する。 ・北部訓練場における自然環境保全における協力、特に侵略的外来種駆除及び生物種のモニタリングにおける協力に関して、日本政府と米国政府との間に基本的協力合意書が存在している。
2c 土地所有者や利用者による 推薦資産の戦略的及び日常的な 管理への参画 を確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における生計、利益の分配、権利の観点から見ると、地域関係者が保護地域の設定、管理、推薦プロセスにおいて大きな利益を得てきたことが定着している。例えば、国立公園、地域社会、種々の組織の間で、パトロールやモニタリング支援、固有種の保全、IAS駆除等のための多くの契約がかわされてきた。 ・研究機関やNGO、NPO、その他の協力者の活動等、推薦資産の保全管理に対して直接あるいは間接的に多くの追加資金が提供されている。これらの活動の中には、優れた環境教育プログラムや普及啓発キャンペーンもある。様々なNGO、NPO、地域社会が、例えば沖縄島北部の印象的なヤンバルクイナ繁殖施設ややんばる学びの森とロッジ等、多くの施設の運営も行っている。
私有地を取得 し、保護、統合するために採択された戦略をさらに進めること	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省と鹿児島県は、公有地を51%から85%まで増加させることを目的として、奄美大島の私有地の購入を進めている。
3 奄美大島ノネコ管理計画の採択及び実施予定等、当該国の 侵略的外来種（IAS）の駆除管理の取り組みを評価	<ul style="list-style-type: none"> ・侵略種のファイリマンゲースは奄美大島及び沖縄島北部において固有種、絶滅危惧種に対して過去に大きな影響を与えてきた。しかし長年継続されてきた極めて強力な賞賛すべき駆除事業により、現在は撲滅に近づいている。 ・ノネコ及びノラネコ（そして程度は低いイヌも）も一部の推薦地域の内外で在来種に影響を与えている。徳之島、沖縄島北部、西表では駆除事業が効果を上げているが、奄美大島ではまだである。当該国の追加情報では、駆除事業は緩衝地帯やその周辺に加えてすべての地域に拡大して実施されることが確認。
既存の IAS対策事業を 、推薦資産の生物多様性に 負の影響を与える他のすべての種を対象に拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・他にも侵略的な動植物種がすべての島に存在するが、現在のところ、大きな被害は報告されておらず、多くの駆除事業が実施されている。

4	<p>主要な観光開発地帯や観光誘引地域において、その訪問者への利益やと収容力に応じて、適切な訪問者管理メカニズムや観光管理施設、解説システム、モニタリング体制等を設置し、観光開発計画及び訪問者管理計画の実施を追求</p>	<p>・観光やそれに伴う施設や活動によるかく乱やその他の影響は、将来的な重大な脅威（西表では現在の重大な脅威）であり、注意深く管理する必要がある。西表と沖縄島北部ではともにすでに多くの訪問者数があり、西表では近年、急増しており、地域社会や関係者の懸念が増大している</p> <p>・より全体的なアプローチを緊急に採り、推薦地域を含む島における将来的観光開発について積極的に計画する必要がある。その計画では以下のような疑問に答えなければならない</p> <p>①島毎・地域毎の収容力をいかにして設定し、モニタリングし、実施していくか</p> <p>②既存のあるいは将来的に計画される観光施設や活動による影響をいかに規制し、最小限に抑え、あるいは緩和していくか</p> <p>③特別に敏感な地域を観光開発の悪影響からいかに保護するか。</p> <p>・現在まで各島へのアクセスは良くなり安くなってきており、クルーズ船を含めて訪問者数は急増している。この傾向は今後も続くであろうことから、この問題は特に重要かつ緊急な課題である。</p> <p>・沖縄県には、持続可能な観光マスタープランはないようである。</p>
5	<p>絶滅危惧種の状態・動向、及び人為的直接影响及び気候変動による影響に焦点を当てた総合的モニタリングシステムを完成し、採択すること</p>	

評価書で指摘されているその他の課題		評価書の関連する記載
固有種（例：イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナ、アマミノクロウサギ）の 交通事故		<p>・交通事故に関して、近年、すべての島で多くの取り組みが行われ、いくつかの良い結果も出ているが、特にいくつかの公道に沿って交通事故は発生している。</p> <p>・林道には、少なくとも一時的に（例：夜間）閉鎖されているものも多いが、そうでない林道も多く、密猟者や観光客が森林に入り易くなっている。</p>
野生生物の 違法採取 （ラン類や甲虫類等の密猟）		<p>・野生生物の違法採取（例：ラン類、甲虫類）は沖縄島北部では重大な現在の脅威であるが、他の推薦地域にも影響を与えているかもしれない。</p> <p>・巡視やモニタリングは、そのほとんどが環境省や国立公園との様々な契約により、地域社会やNPO、その他関係者等の協力者（パートナー）により行われている。しかし管理機関及びその協力者には法施行の資格はない。例えば密猟者を逮捕したり、推薦資産内の道路でスピード違反取り締まりができるのは警察のみである。このため推薦資産内の巡視の効果は制限され、警察との効果的な協力が必要である。</p>
管理（職員）体制		<p>・他の多くの国と異なり、日本の国立講演レンジャーは基本的に公園管理者及び管理補佐として仕事しており、フィールドで過ごす時間が比較的短い。さらに3年交代制で、全ての国立講演レンジャーは3年毎に他の公園に異動しなければならない。</p> <p>・最近に設定された構成要素のいくつかでは、職員配置が不十分である。</p> <p>・当該国が提出した追加情報では、資産の管理強化のために、管理に関わる主要組織に職員の追加配置をする意思があることが確認されている。</p>